# 健康経営の普及促進及び健康づくりの推進に関する協定書

愛知県(以下「甲」という。)と東京海上日動火災保険株式会社(以下「乙」という。)は、企業及び団体(以下「企業等」という。)への健康経営の普及促進及び健康づくりの推進をするために、次のとおり協定(以下「本協定」という。)を締結する。

### (目的)

第1条 本協定は、甲と乙が相互に、密接に連携・協力し、企業等への健康経営の普及促進及び健康づくりの推進に取り組み、愛知県民の健康寿命の延伸を図ることを目的とする。

### (連携・協力事項)

- 第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について、連携・協力するものとする。
  - (1) 愛知県内の企業等における健康経営の普及促進に関すること
  - (2) 愛知県民の健康づくりの推進に関すること

## (協議)

第3条 甲と乙は、前条各号に掲げる事項を効果的、効率的に推進するため、 定期的に協議を行うものとする。なお、具体的な実施事項については、甲乙 合意の上、決定する。

#### (協定の変更)

第4条 甲または乙のいずれかから、協定の内容の変更を申し出たときは、そ の都度協議の上、必要な変更を行うもとする。

#### (有効期間)

- 第5条 本協定の有効期間は、協定の締結日から1年間とする。なお、期間満 了の日の1ケ月前までに、甲または乙により書面による特段の申し出がなけ れば、更に1年間更新するものとし、その後も同様に更新するものとする。
- 2 甲または乙のいずれかが、本協定の解約を申し出る場合、解約予定日の1 ケ月前までに書面によって相手方に通知することにより、本協定を解約でき るものとする。

## (守秘義務)

第6条 甲と乙は、本協定に基づく事業を実施するにあたり、相手方から知り 得た情報について、第三者に対し開示し、または漏らしてはならない。

ただし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合または法令により開示を 求められた場合は、この限りではない。

### (その他)

第7条 本協定に定めのない事項、または本協定に定める事項に関し、疑義等が生じた場合は、その都度甲と乙は誠意をもって協議し、これを取り決めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各 自その1通を保有するものとする。

### 平成30年12月14日

- 甲 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 2 号 愛知県 愛知県知事 大村 秀章
- 五 東京都千代田区丸の内一丁目2番1号 東京海上日動火災保険株式会社 常務執行役員 露口 泰介